

別記様式(第6関係)

		担当課	都市計画課																				
会議の名称	鴻巣市都市計画審議会																						
開催日	令和4年10月24日(月)																						
開催時間	午前9時30分 開会 ・ 午前10時46分 閉会																						
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎 3階 302・303 会議室																						
議長(委員長・会長)氏名	会長 田尻 要																						
出席者(委員)氏名 (出席者数)	加藤 久子、織田 京子、川崎 葉子、諏訪 三津枝、芝寄 和好 小泉 晋史、金子 裕太、田尻 要、山本 明伸、大塚 明夫 佐藤 泰彦、宮永 文雄、川邊 隆浩、齋藤 徹、新井 昌行、黒沼 浩二 (会長1名、委員15名)																						
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	(0名)																						
事務局職員職氏名	<table border="0"> <tr> <td>都市建設部長</td> <td>清水 洋</td> </tr> <tr> <td>〃 副部長</td> <td>清水 千之</td> </tr> <tr> <td>〃 副部長</td> <td>五十嵐 剛</td> </tr> <tr> <td>〃 都市計画課長</td> <td>戸ヶ崎 徹</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 副参事</td> <td>島田 幸男</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 計画担当主査</td> <td>飯塚 大輔</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 〃 副主査</td> <td>柳 忍</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 〃 副主査</td> <td>本間 直人</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 〃 主事</td> <td>阿部 奈々</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 〃 主事補</td> <td>柴田 瞳子</td> </tr> </table>			都市建設部長	清水 洋	〃 副部長	清水 千之	〃 副部長	五十嵐 剛	〃 都市計画課長	戸ヶ崎 徹	〃 〃 副参事	島田 幸男	〃 〃 計画担当主査	飯塚 大輔	〃 〃 〃 副主査	柳 忍	〃 〃 〃 副主査	本間 直人	〃 〃 〃 主事	阿部 奈々	〃 〃 〃 主事補	柴田 瞳子
都市建設部長	清水 洋																						
〃 副部長	清水 千之																						
〃 副部長	五十嵐 剛																						
〃 都市計画課長	戸ヶ崎 徹																						
〃 〃 副参事	島田 幸男																						
〃 〃 計画担当主査	飯塚 大輔																						
〃 〃 〃 副主査	柳 忍																						
〃 〃 〃 副主査	本間 直人																						
〃 〃 〃 主事	阿部 奈々																						
〃 〃 〃 主事補	柴田 瞳子																						
傍聴の可否 (傍聴者数)	可 (0名)																						
会議の内容	(議題) 議案第1号 特定生産緑地地区の指定に係る意見聴取について																						
	(決定内容) ○議案第1号について説明、意見聴取及び質問回答を行った。最終的に審議会として「意見なし」となった。																						
	(説明の概要) ○議案第1号 生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき鴻巣市都市計画審議会における意見聴取を行う。																						
配布資料	1 次第 2 議案書 3 議案資料 4 事前質問回答書 5 鴻巣市都市計画審議会委員名簿 6 鴻巣市都市計画審議会条例 7 鴻巣市都市計画審議会運営要領 8 配席表																						

質問回答内容概要

○議案第1号「特定生産緑地地区の指定に係る意見聴取について」

【事前通告】

①

委員：今回の申請は、未回答の50筆の中から申請があったのか。

事務局：今回の申請は、11地区50筆の方が対象となる。

②

委員：特定生産緑地に指定されていない生産緑地に対して、今後の取り組みは。

事務局：解除の手続きの中で市が必要と判断すれば買取りをする。

③

委員：農地を守るための方策として生産緑地を行政が貸借をすることと併せて、

「コウノトリの里づくり基本計画」に基づいた考えを実行するか。

事務局：生産緑地の買取りの申し出があった場合には関係各課に買取り希望の調査を行っているので、計画に必要な場合は所管課から買取りの意向がある。

【再質問】

④

委員：未申請は残り何筆で、今後どのようにアプローチをしていくか。

事務局：未申請は1名であり、訪問や配達記録等を行ったが申請が無かったため、特定生産緑地の指定の意向はない、と考える。

⑤

委員：所管課からの買取りの意向を待つだけではなく、農地を守るという積極的な働きかけは。

事務局：「コウノトリの里づくり基本計画」は自然環境を活かしながらコウノトリが住める農地を守るという意味がある。生産緑地は市街化区域内での農地であるため、コウノトリの取り組みは難しい。

【当日】

⑥

委員：指定への意見について、判断する基準はなにか。

事務局：開発が計画されていて生産緑地として指定できない、という意見等があれば検討するが、基本的には生産者の方の意向を踏まえて検討する。

⑦

委員：未回答の方には、郵送して本当に届いているのか。郵送で出して回答がないから解除する、ということなのか。

事務局：691筆中690筆は回答があり、未回答は1名であるため、通知が届かなかったとは考えていない。未回答の1名については訪問や配達証明を行った。